

軽費老人ホーム「ケアハウス光の朝」管理運営規定

第1章 施設の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人恵林が運営する軽費老人ホーム「ケアハウス光の朝」(以下「施設」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められ、かつ、家族の援助を受けることが困難な者(以下「入所者」という。)に対して、無料又は低額な料金で、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜を提供することによって、安心して生き生きと明るく生活出来るようにすることを目指す。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立ってサービスの提供を行うよう努める。

3 施設は、地域や家庭との結び付きを重視し、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員によって、適切なサービスを提供しつつ、市町村、高齢者の福祉を増進することを目指す事業を行う者、その他の保健福祉サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第2章 職員の職種、数及び職務の内容

(職員の職種、数及び職務の内容)

第3条 施設に勤務する職員の職種、数及び職務内容は、次の通りとする。

(1) 施設長 1名(兼務)

施設長は、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、職員に対して必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名

生活相談員は、入所者からの相談に応じると共に、適切な助言及び必要な支援を行う。

(3) 介護職員 2名

介護職員は、入所者に対して必要な生活支援等を行う。

(4) 栄養士 1名(兼務)

栄養士は、献立の作成、栄養量の計算、調理上の衛生管理等を行うと共に、調理員への指導を行う。

(5) 事務員 1名(兼務)

事務員は、施設の運営に必要な庶務業務等を行う。

(6) 調理員（委託）

調理員は、入所者に提供する食事の調理業務に従事する。

(勤務体制の確保等)

第4条 施設は、入所者に対して適切なサービスを提供出来るよう、職員の勤務体制を定める。

2 施設は、前項の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供出来るように配慮する。

3 施設は、職員に対して、その資質の向上のために研修の機会を確保する。

第3章 入所定員等

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は30名とする。

2 施設は、災害や虐待等やむを得ない事情がある場合を除き、前項の定員を超えて入所させることは出来ない。

(入所対象者)

第6条 施設の入所対象者は、次の各号に規定する要件を満たす者とする。

(1) 身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難な者。

(2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族、その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者を除く。

第4章 入所者に提供するサービスの内容及び利用料、その他の費用の額

(入所申込者等に対する説明等)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、職員の勤務体制、その他の入所申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を締結する。

(入退所)

第8条 施設は入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家族の状況等の把握に努める。

2 施設は、入所者の心身の状況、入所中に提供することが出来るサービスの内容等に照らし、施設において日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、入所者本人及びその家族の希望を十分に勘案し、その入居者の状態に適合するサービスに関する情報を提供すると共に、適切なサービスを受けることが出来るよう、必要な援助に努める。

3 施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画又は施設サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

(サービス提供の方針)

第9条 施設は、入所者について、安心して生き生きと明るく生活出来るよう、その心身の状況や希望に応じたサービスを提供すると共に、生きがいをもって生活するための機会を適切に提供する。

2 施設の職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明する。

3 施設は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、入所者本人又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

4 施設は、身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(食事)

第10条 施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。

(生活相談等)

第11条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、入所者又はその家族に対して、その相談に適切に応じると共に、必要な助言、その他の援助を行う。

2 施設は、要介護認定の申請等、入所者が日常生活を送るために必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者本人又はその家族が行うことが困難である場合には、その意思を踏まえて速やかに必要な支援を行う。

3 施設は、常に入所者の家族との連携を図ると共に、入所者とその家族との交流の機会を確保するように努める。

4 施設は、入所者の外出の機会を確保するように努める。

5 施設は、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者

の清潔の保持に努める。

6 施設は、入所者からの要望を考慮し、適宜レクレーション等が実施出来るように努める。

（居宅サービスの利用）

第12条 施設は、入所者が要介護状態等になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることが出来るよう、必要な援助を行う。

（健康の保持）

第13条 施設は、入所者に対して定期的に健康診断を受ける機会を提供すると共に、入所者の健康の保持に努める。

（地域との連携）

第14条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

（サービス提供の記録）

第15条 施設は、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

（利用料の受領）

第16条 施設は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受ける。

（1）サービスの提供に要する費用

入所者の所得の状況、その他の事情を勘案して徴収すべき費用として高崎市長が定める額とする。

（2）生活費

食材料費及び共用部分に係る光熱水費とする。

（3）居住に要する費用

前号の光熱水費及び次号の費用を除く費用とする。

（4）居室に係る光熱水費

（5）入所者が選定する特別なサービスの提供を行った場合に必要となる費用

（6）前各号に掲げるもののほか、施設において提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となる費用で、入所者に負担させることが適当と認められる費用

2 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得るものとする。

3 第1項第2号の生活費は、地域の事情、物価の変動、その他の事情を勘案して高崎市長が定める額を上限額とする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(入所者が遵守すべき事項)

第17条 入所者は、施設を利用するに当たっては、以下の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 入所者は、規律のある日常生活を行い、団体生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。
- (2) 宗教や習慣の違い、あるいは泥酔等により他人に迷惑をかけない。
- (3) 医師の健康診断を拒否、又は職員の指示に反した行為をしない。
- (4) 無断で建物や備え付けの品物を破損したり、持ち出ししたりしない。
- (5) 危険物や不潔な物を持ち込まない。
- (6) 入所者及びその家族は、施設及び職員に対して一切の金品等心付けをしない。
- (7) 入所者間で金品のやり取りはしない。
- (8) 喫煙は所定の場所で行う。
- (9) 施設の共用設備、備品の利用に際しては、管理者の指示に従う。
- (10) 室内の清掃、整頓を行い、衛生保持に努め、施設内の環境保全に協力する。
- (11) 居室のごみ、廃棄物については、指定場所を遵守して放棄する。
- (12) 常に食品管理を徹底して食中毒等の予防を心がける。
- (13) 共用施設、設備の利用時間や生活ルール等を守るように努める。但し、これらの生活ルール等の改善を求める場合は、施設が設置する苦情窓口に相談する。
- (14) 契約している居室以外の場所に私物を置かない。
- (15) 共用施設、設備の清掃については、施設に協力する。
- (16) テレビ、ラジオ等の音響機器は、音量を下げ、他の入居者の迷惑にならないように利用する。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第18条 施設は、消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備を設けると共に、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第19条 施設は、入所者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛

生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護職員、その他の職員に対し、周知徹底する。

(2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、介護職員、その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前各号に掲げるもののほか、別の厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処方法等に関する手順に沿った対応を行う。

(協力医療機関等)

第20条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定める。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努める。

(苦情への対応)

第21条 施設は、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置、その他必要な措置を講ずる。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

3 施設は、その提供したサービスに関し、高崎市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 施設は高崎市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を高崎市に報告する。

5 施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45条)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に出来る限り協力する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第22条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。

2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに高崎市、

入所者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講ずる。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。

4 施設は、入所者に対するサービスの提供のより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（記録の整備）

第 23 条 施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入所者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

（1）入所者に提供するサービスに関する記録

（2）提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3）第 9 条第 4 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（4）第 21 条第 2 項の苦情の内容等の記録

（5）第 22 条第 2 項の事故の状況及び事故に際して採った処置についての同条第 3 項の記録

（秘密保持等）

第 24 条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は家族の秘密を漏らさない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

（揭示）

第 25 条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示する。

第 8 章 雑則

（改正）

第 26 条 この規定を改正、廃止する場合は、管理者が理事長の承認を得てこれを行う。

附則

1 この規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行適用する。

2 この規定の施行に伴い、ケアハウス光の朝管理規定は廃止する。